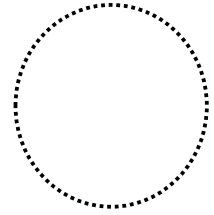




文部科学省	広島大学		



--



--

--

--



--



{ _____ }

【 注 意 事 項 】

- この届は、国家公務員共済組合連合会が決定した老齢厚生年金または退職共済年金の受給権を有する方が、国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届です。この届の提出により、退職までの期間により計算した年金額に改定されます（ただし、一か月以内に再度第2号（国共済）または第3号（地共済）厚生年金保険の被保険者（組合員）となった場合、および70歳到達後に退職した場合を除きます）。
- 平成27年9月以前に受給権が発生した退職共済年金の決定を受けている方で、平成27年10月以後の期間に係る老齢厚生年金が未決定の方は、この届とあわせて「老齢厚生年金決定請求書（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」を提出してください（用紙は所属の共済組合にあります）。
- 在職中に70歳に到達したことにより、第2号（国共済）厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、この届は使用できません。手続き方法については、最終勤務先の共済担当者にご確認ください。
- 老齢厚生年金または退職共済年金決定請求後に雇用保険の被保険者となった方は、別途、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。
- 退職後に第2号（国共済）または第3号（地共済）厚生年金保険の被保険者（組合員）となる場合は、別様式の「再就職届」が別途必要となります（用紙は所属の共済組合にあります）。
- 表面㊟の質問において、障害または遺族を給付事由とする年金を「1. 受けている」または「3. 請求中である」と回答し、この老齢厚生年金または退職共済年金と併給調整に該当することとなる場合、あわせて「年金受給選択申出書（様式第202号）」を提出してください（用紙は所属の共済組合にあります）。

- 公的年金制度とは、次の各年金制度をいいます。
 - ・ 国民年金 ・ 厚生年金保険 ・ 国家公務員共済組合 ・ 地方公務員等共済組合
 - ・ 私立学校教職員共済 ・ 旧農林漁業団体職員共済組合
 - ・ 昭和60年法律第34号による改正前の船員保険